

簡易な収入・所得見込額の申立書

【家計急変者用】

D-表



【記入例】簡易な所得見込額の申立書

***申請者は、年間収入見込額の高い方(表面③-1と③-2で収入が高い方)もしくは年間所得見込額の高い方(裏面(5)で所得が高い方)とします。**

【確認事項】下記(イ)～(ト)について確認のうえ、自署してください。

- (イ) 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)」と併せて提出します。
- (ロ) 下記【要件1】に該当し、かつ【要件2】または【要件3】に該当します。
- (ハ) 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)の写しを提出します。なお、収入が0円の場合は、別途自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求められます。
- (ニ) 控除額が分かる書類(帳簿等)の写しを提出します(裏面⑤(3)事業収入等の経費欄に記入した場合のみ)。
- (ホ) 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期がある等の事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- (ヘ) 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、世田谷区が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (ト) 下記申立の内容に相違ありません。

2022年10月27日

〇〇〇〇

配偶者等氏名(署名)

△△ △△

【要件1】申請者が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少していること。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

【要件2】申請者について③-1年間収入見込額が④非課税相当収入限度額以下であること。

※【要件2】を満たさない場合でも、裏面【要件3】を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

②-1 申請者の令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入の内訳及びその合計額を記入してください。

令和 4 年 9 月 ※ 令和4年1月から令和5年2月までの任意の月を記入してください。		注意事項
収入	給与収入【A】	円
	事業収入または不動産収入【B】	1750000円
	年金収入【C】	円
収入合計額【A+B+C】		1750000円

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入する必要はありません。

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額を記入してください。

年間収入見込額(申請者)	2100000円
--------------	----------

②-2 配偶者等の令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入の内訳及びその合計額を記入してください。

令和 4 年 9 月 ※ ②-1申請者と同じ「年月」としてください。		注意事項
収入	給与収入【A】	800000円
	事業収入または不動産収入【B】	円
	年金収入【C】	円
収入合計額【A+B+C】		800000円

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入する必要はありません。

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額を記入してください。

年間収入見込額(配偶者等)	9600000円
---------------	----------

④ ③-1(申請者)と③-2(配偶者等)の年間収入見込額を比べ申請者の方が高いことを確認し、申請者について下記<収入限度額早見表>より該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額	2057000円
------------	----------

※非課税相当収入限度額は、下記<収入限度額早見表>で申請者の申請時点の「世帯の人数」に該当する金額を記入してください。
※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税相当収入限度額は2,043,000円としてください。

<収入限度額早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人(例) 父子1人	1,560,000円
3人(例) 父子1人	2,057,000円
4人(例) 父子2人	2,557,000円
5人(例) 父子3人	3,057,000円
6人(例) 父子4人	3,557,000円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。・

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(収入金額1,030,000円以下の方)
- ・扶養親族(16歳未満の方も含む)

日付(和暦または西暦)と申請者および配偶者等氏名を自署してください。なお、児童を養育する方のうち、年間収入(所得)見込額の高い方を申請者としてください。

収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に属する支給対象児童の養育者で、令和4年度の住民税均等割が課税されており、令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入・所得が減少し、非課税相当となった方または非課税相当の配偶者等の方。
※支給対象者及びその配偶者等の収入・所得が、いずれも非課税相当であることが要件です。

申請者は②-1に、配偶者等は②-2に、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。また、金額が確認できる書類(給与明細書、事業収入の帳簿等)の写しを提出してください。

収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のみを記入することとし、それ以外の収入については記入する必要はありません。また、非課税のもの、臨時的なもの(賞与、給付金等)は各収入には含めません。

申請者は③-1に、配偶者等は③-2に、令和4年1月以降の任意の1か月の収入合計額(A+B+C)を12倍した年間収入見込額を記入してください。

③-1(申請者)と③-2(配偶者等)を比べ、③-1(申請者)の方が高いことを確認してください。<収入限度額早見表>で申請者について申請時点の世帯の人数に該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

③-1(申請者の年間収入見込額)が④(申請者の非課税相当収入限度額)を上回り【要件2】を満たさないときでも、裏面【要件3】を満たすことにより支給の対象となる場合があります。裏面を記入し【要件3】に該当するか確認してください。

③-1(申請者の年間収入見込額)が④(申請者の非課税相当収入限度額)以下のときは、【要件2】を満たすため裏面の記入は不要です。

【要件3】申請者について(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

⑤ 以下により【要件3】に該当するか確認してください。

申請者は表面③-1の金額を、配偶者等は表面③-2の金額を記入してください。

表面②-1で「給与収入【A】」を記入した申請者は、給与収入額から給与所得控除額を計算して記入してください。

表面②-2で「給与収入【A】」を記入した配偶者等も同様に給与所得控除額を計算し記入してください。

表面②-1で「事業収入、不動産収入【B】」を記入した申請者は、当該事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)を記入してください。また、当該経費が確認できる書類(帳簿等)の写しを提出してください。

表面②-2で「事業収入、不動産収入【B】」を記入した配偶者等も同様に当該事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)を記入し、当該経費が確認できる書類(帳簿等)の写しを提出してください。

表面②-1で「年金収入【C】」を記入した申請者は、年金収入の金額から公的年金等控除額を計算し記入してください。公的年金等控除額は、年金収入の金額にあてはまるものを選び、計算してください。

表面②-2で「年金収入【C】」を記入した配偶者等も同様に公的年金等控除額を記入してください。

申請者と配偶者それぞれについて年間所得見込額を記入して、申請者の方が高いことを確認してください(本給付金は所得金額が高い方を申請者とします)。

(1) 申請者と配偶者等の表面③の年間収入見込額を記入してください。

収入	③-1(申請者)収入額	21000000	円	③-2(配偶者等)収入額	9600000	円
----	-------------	----------	---	--------------	---------	---

(2) 申請者と配偶者等の(1)年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額(12か月分)を下記給与所得控除額計算方法から算出の上、記入してください。

控除	(申請者)給与所得控除額	0	円	(配偶者等)給与所得控除額	5500000	円
----	--------------	---	---	---------------	---------	---

<給与所得控除額計算方法> 給与収入額 → 控除額

給与収入額 (※1)	給与所得控除額
550,999円以下	給与収入額(全額)
551,000円~1,618,999円	550,000円
1,619,000円~1,619,999円	(★1)-1,069,000円
1,620,000円~1,621,999円	(★1)-1,070,000円
1,622,000円~1,623,999円	(★1)-1,072,000円
1,624,000円~1,627,999円	(★1)-1,074,000円
1,628,000円~1,799,999円 (※2)	(★2)×4×40%-100,000円
1,800,000円~3,599,999円 (※2)	(★2)×4×30%+80,000円
3,600,000円~6,599,999円 (※2)	(★2)×4×20%+440,000円

(※1) 給与収入額は表面②-1(申請者)及び②-2(配偶者等)の給与収入【A】を12倍した値(「給与収入【A】×12」)で、これを(★1)とします。

(※2) この収入金額の区分においては(★1)を“4”で割り、1,000円未満の端数を切り捨てて算出された値を(★2)とします。

(3) 申請者と配偶者等の(1)年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)を記入してください。

控除	(申請者)事業収入等の経費	8160000	円	(配偶者等)事業収入等の経費	0	円
----	---------------	---------	---	----------------	---	---

事業収入等の経費について、

- i) 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)の事業収入又は不動産収入【B】欄に記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
- ii) 上記の経費がわかる帳簿等の書類を提出してください。

(4) 申請者と配偶者等の(1)年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額(12か月分)を下記公的年金等控除額計算方法から算出の上、記入してください。

控除	(申請者)公的年金等控除	0	円	(配偶者等)公的年金等控除	0	円
----	--------------	---	---	---------------	---	---

<公的年金等控除額計算方法>
「年金収入【C】×12」を(★3)とします。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が 600,000円以下 → 公的年金等収入分の全額
- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が 600,001円~1,299,999円 → 600,000円
- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が 1,300,000円~4,099,999円 → (★3)×25%+275,000円
- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が 4,100,000円~7,699,999円 → (★3)×15%+685,000円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額

- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が 1,100,000円以下 → 公的年金等収入分の全額
- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が 1,100,001円~3,299,999円 → 1,100,000円
- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が 3,300,000円~4,099,999円 → (★3)×25%+275,000円
- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が 4,100,000円~7,699,999円 → (★3)×15%+685,000円

(5) 申請者と配偶者等の年間所得見込額を計算の上、記入してください。

(5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者)年間所得見込額	12840000	円	(配偶者等)年間所得見込額	4100000	円
------	--------------	----------	---	---------------	---------	---

(6) (5)年間所得見込額を比べ申請者の方が高いことを確認し、申請者について下記<所得限度額早見表>より該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

非課税相当額	(申請者)非課税相当所得限度額	13600000	円
--------	-----------------	----------	---

※非課税相当所得限度額は、下記<所得限度額早見表>で申請者の申請時点の「世帯の人数」に該当する金額を記入してください。
※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税相当所得限度額は1,350,000円とさせていただきます。

<所得限度額早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当所得限度額
2人 (例) 父(母子)1人	1,010,000円
3人 (例) 父母子1人	1,360,000円
4人 (例) 父母子2人	1,710,000円
5人 (例) 父母子3人	2,060,000円
6人 (例) 父母子4人	2,410,000円

(注) 世帯人数は、以下の合計人数です。・

- ・ 申請者本人
- ・ 同一生計配偶者(所得金額480,000円以下の者)
- ・ 扶養親族(16歳未満の者も含む)

<所得限度額早見表>で申請者について申請時点の世帯の人数に該当する非課税相当所得限度額を記入してください。



(5)申請者の年間所得見込額と(6)申請者の非課税相当所得限度額を比べ、(5)が(6)と同額かそれより下回る(=非課税相当である)ことを確認してください。